

栃木労働局「**今月(12月)のおすすめ情報**」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



## ～今月のおすすめ情報～



局HPのトップページのここに掲載しています！

### ① 令和3年度 年末年始無災害運動（12月1日～1月31日）

令和3年（10月末日現在）の栃木労働局管内の労働災害による死亡者数は15人で、前年同期と比較し7人増加、休業4日以上之死傷者数が1,761で327人増加となっており、由々しき事態が続いています。

そうした中、本年度も

#### 「年末年始も 安全作業 あなたが無事故のキーパーソン」

を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。皆様の積極的な災害防止活動をお願いします。

全国版



栃木局版



### ② 栃木県特定最低賃金が令和3年12月31日から改定されます ～引き上げを予定～

**特定最低賃金** ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

効力発生日 2021（令和3）年12月31日	電子部品等製造業	940円	
塗料製造業	992円	自動車・同付属品製造業	947円
はん用機械器具製造業	939円	計量器等製造業	940円

注) 1 令和3年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、令和3年10月1日以降「栃木県最低賃金（時間額）882円」が適用されます。



### ③ 業務によってコロナ感染した場合、労災保険給付の対象となります！

対象となるのは、

- ・感染経路が業務によることが明らかな場合
- ・感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務\*に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

詳しくはこちら



\*例えば、複数の感染者が確認された職場での業務、顧客等との近接や接触の機会が多い業務です。

## ④ 雇用維持の確保を支援します！

### ◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（休業等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

- 1 最低賃金を引き上げた中小企業に対する要件緩和
- 2 特例期間の延長（令和3年12月末まで延長）
- 3 歩合給がある場合の助成金算定方法の変更



**最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金の要件緩和について**

【対象となる要件】

以下の2つの条件のうちいずれかを満たすこと（1/2の条件を満たす場合は、2/2の条件を満たす必要はない）

- ① 令和3年12月31日現在、従業員数が100名未満の中小企業であること
- ② 令和3年12月31日現在、最低賃金を引き上げた中小企業であること

【申請手続】

申請書は、以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 申請書提出用紙をダウンロードして印刷し、申請書提出用紙に記入し、申請書提出用紙の裏面に申請書提出用紙の控えを添付して提出してください。
- ② 申請書提出用紙をダウンロードして印刷し、申請書提出用紙に記入し、申請書提出用紙の裏面に申請書提出用紙の控えを添付して提出してください。

【お問い合わせ】

各八ローワーク： <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>  
 職業対策課分室： [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00074.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html)

### ◆ 産業雇用安定助成金（在籍型出向等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

令和3年8月1日以降、グループ内企業間での「在籍型出向」について、助成金対象に追加となりました。



**「産業雇用安定助成金」のご案内**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

【対象となる要件】

令和3年8月1日以降、グループ内企業間での「在籍型出向」について、助成金対象に追加となりました。

【申請手続】

申請書は、以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 申請書提出用紙をダウンロードして印刷し、申請書提出用紙に記入し、申請書提出用紙の裏面に申請書提出用紙の控えを添付して提出してください。
- ② 申請書提出用紙をダウンロードして印刷し、申請書提出用紙に記入し、申請書提出用紙の裏面に申請書提出用紙の控えを添付して提出してください。

【お問い合わせ】

各八ローワーク： <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>  
 職業対策課分室： [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00074.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html)

【出向の送り出し企業や、受け入れ企業に関する情報】

産業雇用安定センター栃木事務所： ☎ 028-623-6181

【助成金に関するお問合せ】 各八ローワーク又は職業対策課分室へ

各八ローワーク： <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室： [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00074.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html)

## ⑤ 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！！ ～みんなでNOハラスメント～

- 来年4月から中小企業にパワーハラスメント防止措置が義務化されます。これに向け、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に、企業の取組を推進するための取組を行っていきます。

### 1 「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。ぜひご利用ください！

- ・ 設置期間 令和3年12月1日～令和4年3月31日
- ・ 受付時間 8時30分～17時15分 ※土日・祝日・年末年始を除きます
- ・ お問合せ ハラスメント対応特別相談窓口（雇用環境・均等室内）  
☎ 028-633-2795

### <労働者向け相談：ハラスメント悩み相談室> ※夜間や土日の相談もできます

- ・ 受付時間 月曜～金曜12時～21時 土曜・日曜10時～17時
- ・ お問合せ ☎ 0120-714-864（ナイヨ ハラス）  
※メールでの相談も可能です（詳細はサイトへ）



### 2 「働きやすい職場づくりセミナー」を開催し、パワーハラスメント防止対策について分かりやすく解説します。ぜひ、この機会にご参加ください。

- 【日時・場所】 令和3年12月 3日(金) 14:00～ 宇都宮市文化会館  
 令和3年12月 9日(木) 14:00～ 那須野が原ハーモニーホール  
 令和3年12月16日(木) 14:00～ 佐野市文化会館

※セミナーでは、改正育児・介護休業法、新たなくるみん認定等の解説もあります



2022年4月から  
パワーハラスメント防止措置が  
全企業に義務化されます。

12月は  
職場のハラスメント  
撲滅月間です

みんなで  
NOハラスメント

職場におけるハラスメントに悩んでいませんか？

ハラスメント  
悩み相談室 相談無料

相談時間：月曜～金曜 12時～21時  
土曜・日曜 10時～17時

相談内容：パワーハラスメント、性差別、性被害、労働環境、均等室

働きやすい職場づくりセミナー  
参加無料・予約制

令和3年12月3日(金) 14:00～16:00 宇都宮市文化会館 大ホール  
 令和3年12月9日(木) 14:00～16:00 那須野が原ハーモニーホール  
 令和3年12月16日(木) 14:00～16:00 佐野市文化会館

お問合せ先：栃木労働局雇用環境・均等室 ☎0286332795